

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第50回）

日時：令和3（2021）年8月18日（水）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

議事次第

1 開会

2 議題

新型コロナウイルス感染症対策について

3 閉会

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第50回）出席者

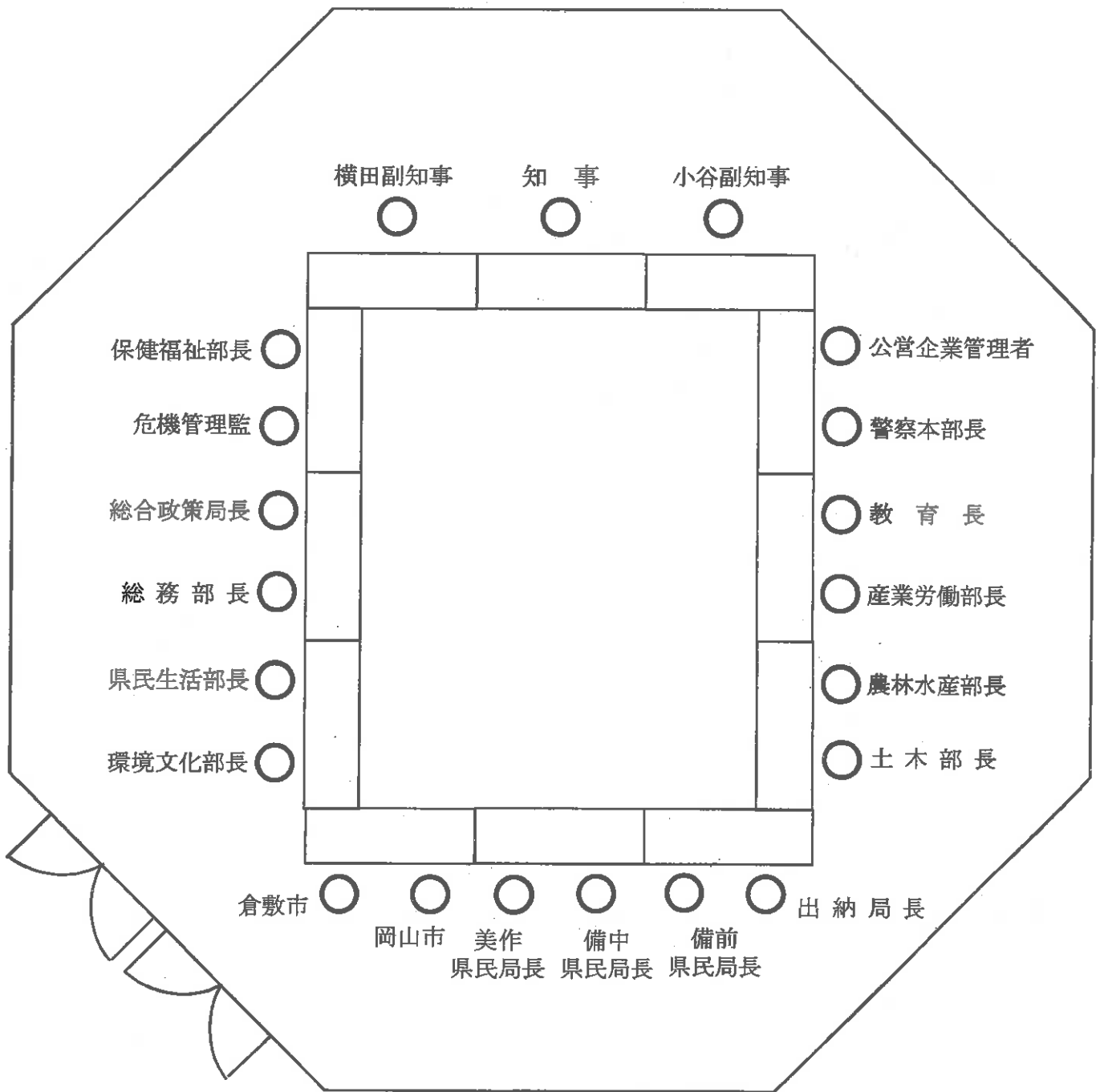
日時：令和3（2021）年8月18日（水）

8：30～

場所：県庁3階 大会議室

出席者	備考
知事	本部長
副知事	副本部長
副知事	〃
危機管理監	本部員
総合政策局長	〃
総務部長	〃
県民生活部長	〃
環境文化部長	〃
保健福祉部長	〃
産業労働部長	〃
農林水産部長	〃
土木部長	〃
出納局長	〃
備前県民局長	〃
備中県民局長	〃
美作県民局長	〃
公営企業管理者	〃
教育長	〃
警察本部長	〃
岡山市保健福祉局 感染症対策担当局長 宮地 千登世	本部員以外
倉敷市総務局防災危機管理室 参事 大本 進	〃

岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



新型コロナウイルス感染症対策について

○ 保健福祉部関係

- ・ 県内の感染状況
- ・ まん延防止等重点措置
- ・ 県営接種会場でのワクチン接種対象の拡大

○ 総務部関係

- ・ 県有施設の休止・休館等

○ 県民生活部関係

- ・ おかやまプレミアム付き交通券の販売停止

○ 産業労働部関係

- ・ 時短要請協力金
- ・ 「おかやま旅応援割」の停止期間延長

直近1週間の岡山県の状況 (8/11~8/17)

◎国のステージ判断のための指標 ※速報値

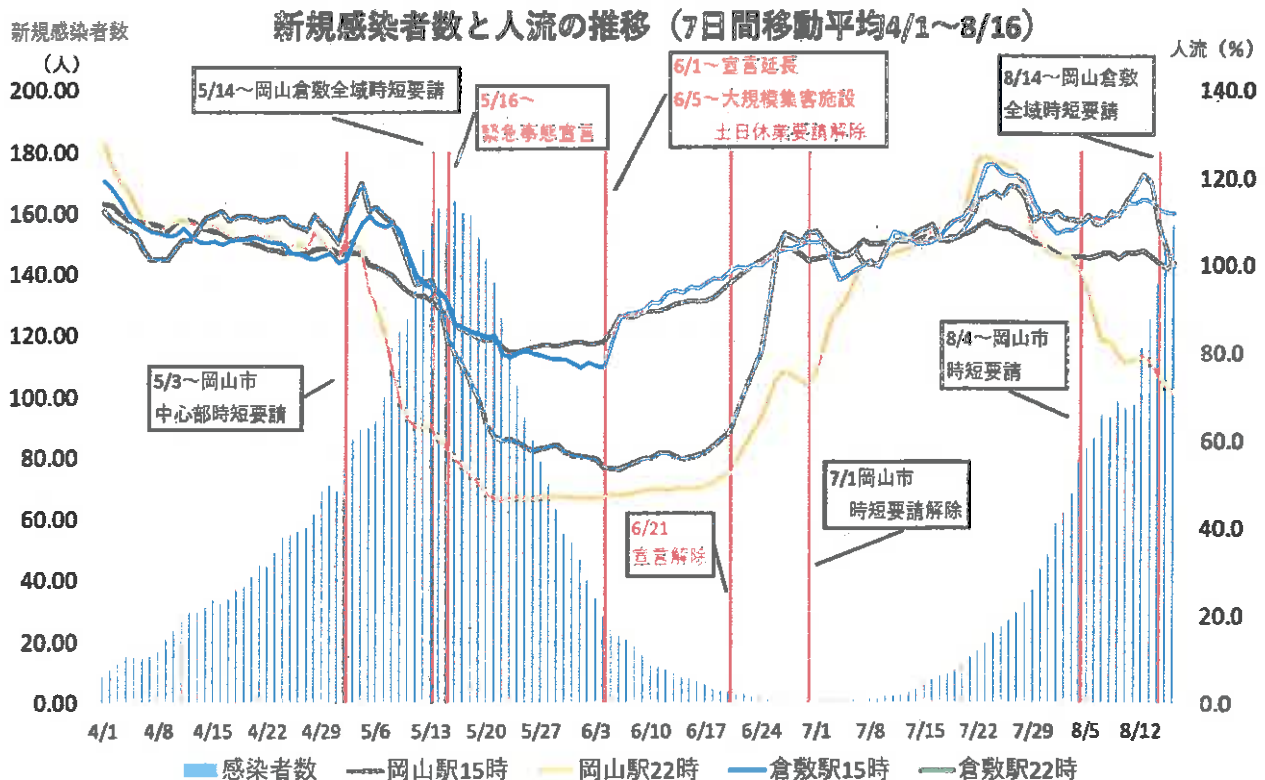
総合的判断：ステージⅢ

指標	医療提供体制等の負荷 (※1)		②療養者数 ※入院者+自宅・ 宿泊療養者数	③PCR陽性率	感染の状況	
	①医療の逼迫具合				④新規陽性者数	⑤感染経路 不明割合
	入院医療	重症者用病床				
Ⅲ	確保病床の 使用率 20%以上	確保病床の 使用率 20%以上	20人 /10万人 以上	5%以上	15人 /10万人/週 以上	50%以上
Ⅳ	50%以上	50%以上	30人 /10万人 以上	10%以上	25人 /10万人/週 以上	
現況	<ステージⅢ> 33.4% 186床/557床	10.3% 7床/68床	<ステージⅣ> 68.62人 (1,297人)	<ステージⅣ> 12.3% 1,095/8,896 (※2)	<ステージⅣ> 63.17人 (1,194人)	47.7% 569/1,194

(※1) 医療提供体制は8月17日時点の状況

(※2) 「PCR陽性率」欄は、8月10日~8月16日の陽性者数と検査数で算出

(※3) 本県では、「新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院済み」のため、入院率は適用しない。



※7日間の移動平均 (5月31日の数値は5月25日~31日の7日間の平均) ※人流データは2020年3月1日~4月6日の7日間の移動平均を100としている。
※人流データ出典元：モバイル空間/ドコモ・インサイトマーケティング

岡山県 デルタ株特別警戒期間 (8月18日改定版)

2021. 8. 18

主な変更点

■ 期 間

デルタ株特別警戒期間 (8月12日改定版)	➡	デルタ株特別警戒期間 (8月18日改定版)
○期間 : 8月4日(水)~8月31日(火)		○期間 : 8月4日(水)~8月19日(木)

■ 重点強化区域 (岡山市、倉敷市) の飲食店等への要請

<時短要請協力金 (第6期) 対象>

デルタ株特別警戒期間 (8月12日改定版)	➡	デルタ株特別警戒期間 (8月18日改定版)
○期間 : 8月14日(土)から8月31日(火)まで		○期間 : 8月14日(土)から8月19日(木)まで

岡山県デルタ株特別警戒期間
(8月18日改定版)

① 期 間 8月4日(水)～8月19日(木)

② 区 域 岡山県全域
うち重点強化区域 岡山市、倉敷市

1

●県民の皆様へ

- 夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」を遵守すること
- 外出する必要がある場合には、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 夜間の不要不急の外出は自粛すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じしていない飲食店等の利用を自粛すること
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 熱中症に注意しながら、エアコン使用中もこまめに換気をする
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

2

●事業者の皆様へ

- 発熱や風邪症状などの症状がみられる従業員の出勤を停止すること
- 業種別ガイドラインの遵守
- 夏を乗り切る！5つの「岡山ルール」及び「夏のマスクコード」の遵守と周知
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業[※]の認証取得に努めること

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。
令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

3

●重点強化区域（岡山市）の飲食店等の皆様へ

＜時短要請協力金（第5期）対象＞

期間	令和3年8月4日（水）から8月13日（金）まで	
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場	
実施内容	要請内容	<u>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮（通常21時を超え営業している店舗は営業時間を5時から21時まで短縮、酒類の提供は11時から20時まで） ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサポ岡山」の活用

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を働きかけ

4

● **重点強化区域（岡山市、倉敷市）の飲食店等の皆様へ**

＜時短要請協力金（第6期）対象＞

期間	令和3年8月14日（土）から8月19日（木）まで
対象施設	【飲食店等】 飲食店又は喫茶店等（テイクアウト、宅配を除く） 【遊興施設】 接待を伴う飲食店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 結婚式場
実施内容 要請内容	<p>〔特措法第24条第9項に基づくもの〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮（通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時までに短縮、酒類の提供は11時から19時まで） ○ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛 ○ マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○ アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○ 手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○ 「もしサポ岡山」の活用

▶ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。

※ ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類の提供時間短縮及びカラオケ設備の利用自粛を働きかけ

5



© 岡山県「ももち」



© 岡山県「うらっち」

★外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を

★屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと

★引き続き **3** 密回避を

★お盆や長期休暇の帰省、旅行など、感染拡大地域との往来は避け、
移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る
みんなで守って感染リスクを**0**に近づけよう！

※ 1 感染拡大前：コロナ禍前（2020年1月以前）

※ 2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

6

思いやりのルール「夏のマスクコード」
 - スマートなON・OFFで感染&熱中症予防 -



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
 医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○ **話すときは「マスク会話」**

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○ **食事の際は「マスク会食」**

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○ **おうちでマスク**

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外して熱中症予防を！

7

● **県内でのイベントの開催について**

- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントは、県へ事前相談すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

人数上限	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
収容率	大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、 公演・式典、展示会等 大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント等

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること

8

岡山県 新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置

2021. 8. 18

内容は、国との調整により、
今後若干の変更となる可能性があります。

岡山県 新型コロナウイルス感染症
まん延防止等重点措置

- ① 措置区域 岡山市、倉敷市
- ② 要請期間 8月20日(金)～9月12日(日)

県民の皆様へ

(措置区域(岡山市、倉敷市)) 【特措法第31条の6第2項に基づくもの】

- 20時以降翌朝5時まで飲食店等にみだりに出入りをしないこと

(措置区域(岡山市、倉敷市)以外) 【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 20時以降翌朝5時まで飲食店等にみだりに出入りをしないこと

(措置区域・措置区域以外共通)

【特措法第24条第9項に基づくもの】

- 5つの「岡山ルール」及び「マスクコード」を遵守すること
- 日中も含め不要不急の外出は自粛すること
- 外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、営業時間短縮要請に応じていない飲食店等の利用を自粛すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、屋外での大人数のバーベキュー、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は自粛すること
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 熱中症に注意しながら、エアコン使用中もこまめに換気をする

【法に基づかない働きかけ】

- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

2



© 岡山県「ももっち」

岡山県 まん延防止等重点措置期間 5つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★外出は生活必需品の買い物も含めて感染拡大前から **5** 割削減を

★屋外でのバーベキューなどを含め、会食は **4** 人以下2時間以内で、
家族や毎日顔を合わせている人たちと

★引き続き **3** 密回避を

★感染拡大地域との往来は避け、その他の県との往来も慎重に検討、
移動前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを **0** に近づけよう!

※1 感染拡大前：コロナ禍前(2020年1月以前)

※2 感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

3

思いやりのルール「マスクコード」
—スマートなON・OFFで感染&熱中症予防—



～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事の際は「マスク会食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

屋外で人と2m以上離れているときはマスクを外して熱中症予防を！

4

措置区域 (岡山市、倉敷市)

5

● 飲食店等への要請等

措置区域 (岡山市、倉敷市)

◀ 時短要請協力金対象 ▶

期間	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く)</p> <p>【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
実施内容	<p>【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 命令、週料の規定あり</p> <p>○営業時間の短縮 (通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時まで短縮)</p> <p>○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む)</p> <p>○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外)</p> <p>○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む)</p> <p>○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置</p> <p>○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底</p> <p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>○「もしサポ岡山」の活用</p> <p>【法に基づかない働きかけ】</p> <p>○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業(p.16※参照)の認証取得に努めること</p>

※ ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮の要請の対象外であるが、入場整理や酒類(利用者による持込みを含む)及びカラオケ設備の提供は停止の働きかけ

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること(特措法第24条第9項に基づく)

6

● 施設等への要請等

措置区域 (岡山市、倉敷市)

<1,000㎡超の施設は大規模集客施設協力金対象>

① 集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	<p>【特措法第31条の6第1項に基づくもの】</p> <p>○商業施設における、入場者の整理等(入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等)の実施</p>	<p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>○入場者の整理等(入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等)の実施</p>
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	<p>【特措法第24条第9項に基づくもの】</p> <p>○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</p>	<p>【法に基づかない働きかけ】</p> <p>○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く</p>
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	<p>○商業施設以外の施設における入場者の整理等(入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等)の実施</p>	<p>○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛(利用者による酒類の持込み含む)</p>
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	<p>○業種別ガイドラインの遵守を徹底</p> <p>【法に基づかない働きかけ】</p> <p>○カラオケ設備の利用自粛(適切な換気設備を備えたカラオケボックス等除く)</p> <p>○「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施(p.17別紙のとおり)</p>	<p>○カラオケ設備の使用自粛(適切な換気設備を備えたカラオケボックス等除く)</p>

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること(特措法第24条第9項に基づく)

7

② イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容	
		床面積が1,000㎡超	床面積が1,000㎡以下
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底	〔特措法第24条第9項に基づくもの〕 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○入場者の整理等（入場者の整理、人数管理・人数制限等）の実施
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	〔法に基づかない働きかけ〕 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む） ○カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）	〔法に基づかない働きかけ〕 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮）
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）		〔法に基づかない働きかけ〕 ○店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む） ○カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等		〔法に基づかない働きかけ〕 ○カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
博物館等	博物館、美術館等		
葬祭場	葬祭場	〔法に基づかない働きかけ〕 ○酒類提供自粛（利用者による酒類の持込を含む）	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

➤ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

8

措置区域以外の地域 （岡山市、倉敷市以外）

9

●飲食店等への要請等

措置区域 (岡山市、倉敷市) 以外		◀時短要請協力金対象▶
期間	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで	
対象施設	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケ店等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	
実施内容	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○営業時間の短縮 (通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供は、11時から19時まで ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサボ岡山」の活用 【法に基づかない働きかけ】 ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業(p.16※参照)の認証取得に努めること	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること(特措法第24条第9項に基づく)

10

●施設等への要請等

措置区域 (岡山市、倉敷市) 以外		◀時短要請協力金対象外▶
-------------------	--	--------------

①集客施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 【法に基づかない働きかけ】 ○5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ○入場者の整理等(入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等)の実施 ○酒類の提供(利用者による酒類の持込みを含む)は、11時から19時まで ○カラオケ設備の使用自粛(適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く)
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること(特措法第24条第9項に基づく)

11

②イベント関連施設等

施設の種類	施設の例	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	【法に基づかない働きかけ】 ○5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は21時までの営業時間短縮） ○入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等を含む）の実施 ○酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）は、11時から19時まで ○カラオケ設備の使用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	【法に基づかない働きかけ】 ○酒類の提供（利用者による酒類の持込みを含む）は、11時から19時まで
葬祭場	葬祭場	

▶ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

12

措置区域・措置区域以外 共通

13

●県内でのイベントの開催について（措置区域・措置区域以外共通）

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 県外から参加が見込まれるイベントを自粛すること
- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- イベント、催物等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）を検討すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- イベント開催前後の直行・直帰を呼びかけること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上又は全国的な移動を伴うイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- チェックリストを活用して自己点検を徹底すること（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/645925.html>）
- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

期 間	8月20日（金）～9月12日（日）
人数上限	5,000人
収 容 率	<p>大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等</p> <p>大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント等</p> <p><small>※大声ありの場合、異なるグループ、個人間では座席を1席空け、同一グループ（家族等日頃行動を共にする5人以内）では座席間隔を設けなくともよい</small></p>
開催時間	21時まで

※ 無観客開催、オンライン配信の場合は、開催時間短縮の要請対象外

※ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できること

14

●各団体等に特にお願いしたいこと（措置区域・措置区域以外共通）

＜事業者の皆様への協力要請等＞ *実施状況を積極的に公表してください

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
 - ・ 手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
 - ・ 職員同士の距離を確保すること
 - ・ 事業場の換気を励行すること
 - ・ 複数人が触る箇所を消毒すること
 - ・ 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診と抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
 - ・ 昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
 - ・ 社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす等の措置を行うこと
 - ・ 寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）

〔法に基づかない働きかけ〕

- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 飲食店等の事業者は、岡山県飲食店感染防止第三者認証事業(p.16※参照)の認証取得に努めること

15

<学校への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 学生・生徒・児童・教職員に「県民への協力要請」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診と抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと
- 大学生等は飲み会を控えること

<高齢者施設・医療施設等への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診と抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 面会については、自宅と施設間のオンライン面会等を可能な限り活用するなど、直接面会は、緊急の場合を除き、自粛すること。実施する場合も、時間、人数の制限、回数や感染防止対策を厳重に徹底すること

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

ホームページ： <https://www.okayama-ninsho.jp>

コールセンター：086-222-5611（平日9:00～17:00）

16

●床面積が1,000㎡超の集客施設等の施設管理者等及び利用者へのお願い

別紙

<施設管理者等へのお願い>

- 混雑につながるような催物・バーゲンセール等を延期・自粛すること
- 利用者へ一人又は少人数での入店を呼びかけること
- 休憩スペース等は使用中止にすること
- 混雑時間帯に関する情報提供により、オフピークタイムでの来店を呼びかけること

<利用者へのお願い>

- 一人又は少人数で混雑時間帯を避けて利用すること
- なるべく電子決済を利用すること
- 買い物は計画を立てて素早く済ますこと
- サンプルなど展示品への接触は控えめにすること
- レジに並ぶときは、前後のスペースを確保すること

17

イベント・会議等の開催/参加にあたってのお願い



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため
ご協力をお願いします。



★ 主催者の皆様へ ★

- イベント、会議等の開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）を検討してください。
- 感染防止策（こまめな消毒と換気、消毒薬の設置、入場者の整理など密集の回避、十分な距離の確保等）を徹底・強化してください。
- 参加者へ、マスクの着用と「マスク会話・マスク会食」の徹底、大声での会話の自粛、手洗い・消毒の徹底をお願いしてください。
- 参加者へ、イベント、会議等の開催前後の直行・直帰を呼びかけてください。
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底してください。
- 「もしサポ岡山」の登録と受付等へのQRコード掲示を行い、「接触確認アプリ（COCOA）」と併せて参加者に活用を呼びかけてください。
- 飲食は、飲食用に感染防止策を行ったエリアのみにしてください。
- スタッフの体調管理等を行い、発熱等の症状が見られる場合は出勤を停止させるようにしてください。

1,000人を超える又は全国的な移動を伴うイベントを開催される場合は、必ず事前に県へ相談してください！

（連絡メールアドレス：coronamail@pref.okayama.lg.jp）

★ 参加者の皆様へ ★

- 体調がすぐれない場合は、自主的に参加を見合わせてください。
- マスクの着用と「マスク会話・マスク会食」の徹底、大声での会話の自粛、こまめな手洗い・手指消毒の徹底をお願いします。
- 対面での飲食は控え、マスクを外すのは飲食中だけにするなど「マスク会食」を守ってください。
- イベント、会議等の開催前後の直行・直帰をお願いします。
特に、開催後の複数人での飲食等は控えてください。
- 感染拡大防止のため、「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」を積極的に活用してください。

感染予防対策が徹底されていないイベントには参加しないようにしましょう！

岡山県のまん延防止等重点措置の取組に係る意見書

令和3年8月17日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

岡山県では、6月20日をもって緊急事態宣言が解除されて以来、リバウンド防止期間、デルタ株注意期間、デルタ株特別警戒期間を通じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請や協力依頼を県民や事業者等に行ってきております。

しかし、現在、全国的にデルタ株による爆発的な感染拡大が続いており、本県でもデルタ株への置き換わりが急速に進み、職場や学校等でクラスターが頻発し、新規感染者が第4波を超えるスピードで急増しています。

すでに、一般医療の制限や救急搬送困難事例も生じ始めており、このままの状況が続けば、首都圏と同様に40～50代の重症者が増加するなど、医療提供体制が危機的な状況に陥り、救える命が救えなくなることを危惧しております。

一刻も早く、現下の感染拡大を抑えることが必要であり、そのためには、現下の危機感を行政と県民が共有しながら、感染リスクの高い接触の機会のさらなる削減や、基本的な感染防止策の再徹底など、強い対策を講じていくことが必要と考えております。また、高齢者の新規陽性者や重症者の減少などで効果が認められる、ワクチン接種を積極的に進めていくべきであると考えております。

このため、本日、国において、岡山県がまん延防止等重点措置区域となることが決定したところですが、意見照会のあった「岡山県新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」による県民等への要請は妥当であると認めます。

岡山県感染症対策委員会委員長

松 山 正 春

8月18日改訂版

要請地域：岡山市・倉敷市

岡山県時短要請協力金(第6期)

要請期間 令和3年8月14日(土)から令和3年9月12日(日)

支給要件

期間	8月14日～8月19日	8月20日～9月12日(まん延防止等重点措置)
内容	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後には第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月13日以前から営業していること。) 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店は営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は、11時～19時までとすること ※遅くとも8月17日から開始すること ※第5期の要請に協力いただいている店舗は、8月16日までは、第5期の要請(21時までの時短・酒類の提供は20時まで)に継続して協力し、遅くとも8月17日から開始すること ※8月20日から9月12日の要請にも協力すること 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと 	<ol style="list-style-type: none"> 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条(改正後には第55条)に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗(テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む)(令和3年8月19日以前から営業していること。) 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店は営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供は行わないこと(利用者による酒類の店内持込み含む) ※遅くとも8月23日から開始すること ※8月14日からの要請に協力いただいている店舗は8月22日までは、その要請(20時までの時短・酒類の提供は19時まで)に継続して協力し、遅くとも8月23日から開始すること この場合、重点措置の要請に移行する間は、1日あたり支給額Aを支給する。 要請期間中のすべての日において、営業時間の短縮の要請に全面的に協力すること 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

期間	8月14日～8月19日		8月20日～9月12日(まん延防止等重点措置)	
	中小企業等(売上高方式)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額A	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高
	8万3,333円以下	2万5,000円	7万5,000円以下	3万円
	8万3,333円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割	7万5,000円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
	25万円以上	7万5,000円(上限額)	25万円以上	10万円(上限額)
大企業(売上高減少額方式)	1日あたりの支給額A: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円又は前年度又は前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額 ※中小企業等も大企業の方式を選択可		1日あたりの支給額B: 前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割 ※上限額:20万円 ※中小企業等も大企業の方式を選択可	

申請方法

要件を満たす事業者の方に、本申請に先立ち、協力金の一部を早期支給する予定です。

早期支給申請	本申請(要請期間終了後の受付)
<p><早期支給申請の主な要件></p> <ol style="list-style-type: none"> 中小企業及び個人事業主(※大企業は対象外) 本申請を「売上高方式」で申請する者 過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること 営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること <p><受付開始時期> 令和3年8月下旬予定</p>	<p>早期支給の対象とならない方(大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等)や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付をさせていただきます。</p> <p><受付開始時期> 令和3年9月中旬予定</p>

詳細は県ホームページ又は申請要領をご覧ください。

岡山県時短要請協力金



相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間 9:00～18:00 (土日・祝日は休み)

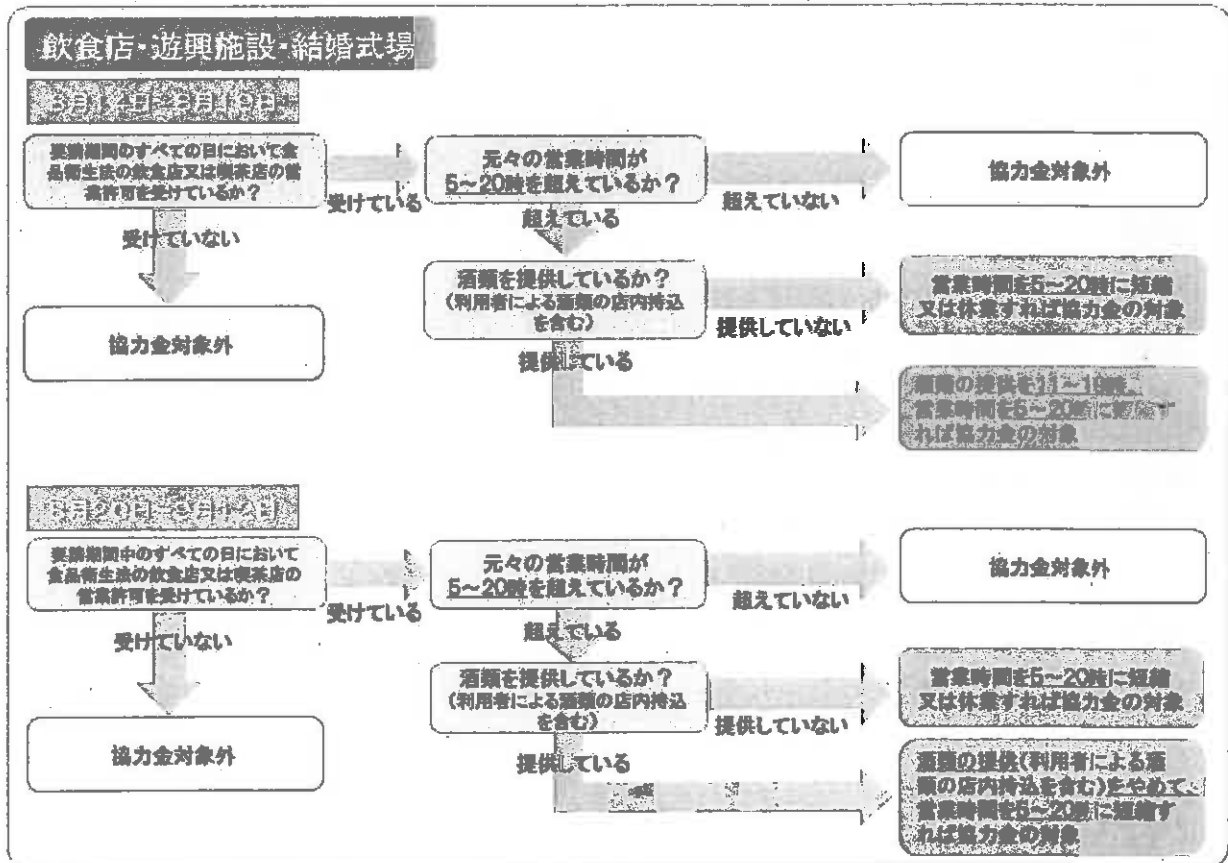
※8月21日(土)及び22日(日)は受付(9:00～17:00)



● 飲食店等への要請(岡山市・倉敷市)

期間	令和3年8月14日(土)から8月19日(木)まで	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで
対象施設	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場	【飲食店】 飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く) 【遊興施設】 接待を伴う飲食店、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【結婚式場】 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場
実施内容	要請内容 (特措法第24条第9項に基づくもの) ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供は、11時から19時まで ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気などを徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用	要請内容 (特措法第31条の6第1項に基づくもの) 命令、過料の規定あり ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は、営業時間を5時から20時までに短縮) ○酒類の提供を行わないこと(利用者による酒類の店内持込みを含む) ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 (特措法第24条第9項に基づくもの) ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 (法に基づかない働きかけ) ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること

岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図



8月18日改訂版

要請地域：その他地域（岡山市・倉敷市以外）

岡山県時短要請協力金（第6期）

要請期間 令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）

支給要件

※全てを満たすこと

- 1 食品衛生法の一部を改正する法律による改正前の食品衛生法第52条（改正後については第55条）に基づく飲食店又は喫茶店の営業を行う店舗（テイクアウト、宅配を除く、カラオケボックスを含む）（令和3年8月19日（木）以前から営業していること）
- 2 元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等が営業時間を5時～20時までにご短縮し、かつ、酒類の提供を17時～19時までとすること
- 3 要請期間中の全ての日において、営業時間短縮の要請に全面的に協力すること
※遅くとも8月23日（月）から開始すること
- 4 飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合は、当該設備の利用を自粛すること（カラオケボックスは対象外）
- 5 業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること
- 6 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

1店舗あたり

<中小企業等（売上高方式）>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額
8万3,333円以下 (年間:3,042万円以下)	2万5,000円
8万3,333円超～25万円未満 (年間:3,042万円超～9,125万円未満)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上 (年間:9,125万円以上)	7万5,000円（上限額）

<大企業（売上高減少額方式）>

1日あたりの支給額：
前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×3割の低い額

※中小企業等も大企業の方式を選択可

申請方法

要件を満たす事業者の方に、本申請に先立ち、協力金の一部を早期支給する予定です。

早期支給申請	本申請 (要請期間終了後の受付)
<p><早期支給申請の主な要件></p> <p>(1)中小企業及び個人事業主（※大企業は対象外）</p> <p>(2)本申請を「売上高方式」で申請する者</p> <p>(3)過去実施分の岡山県時短要請協力金について受給実績があること</p> <p>(4)営業時間短縮等の要請に全面的に協力すること</p> <p><受付開始時期> 令和3年8月下旬予定</p>	<p>早期支給の対象とならない方（大企業及び売上高減少額方式を選択する中小企業等）や、早期支給の申請を行わない方については、要請期間終了後に申請の受付をさせていただきます。</p> <p><受付開始時期> 令和3年9月中旬予定</p>

詳細は県ホームページ又は申請要領をご覧ください。

岡山県時短要請協力金



相談窓口

岡山県 時短要請協力金 コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間 9:00～18:00（土日・祝日は休み）

※8月21日（土）及び22日（日）は受付（9:00～17:00）

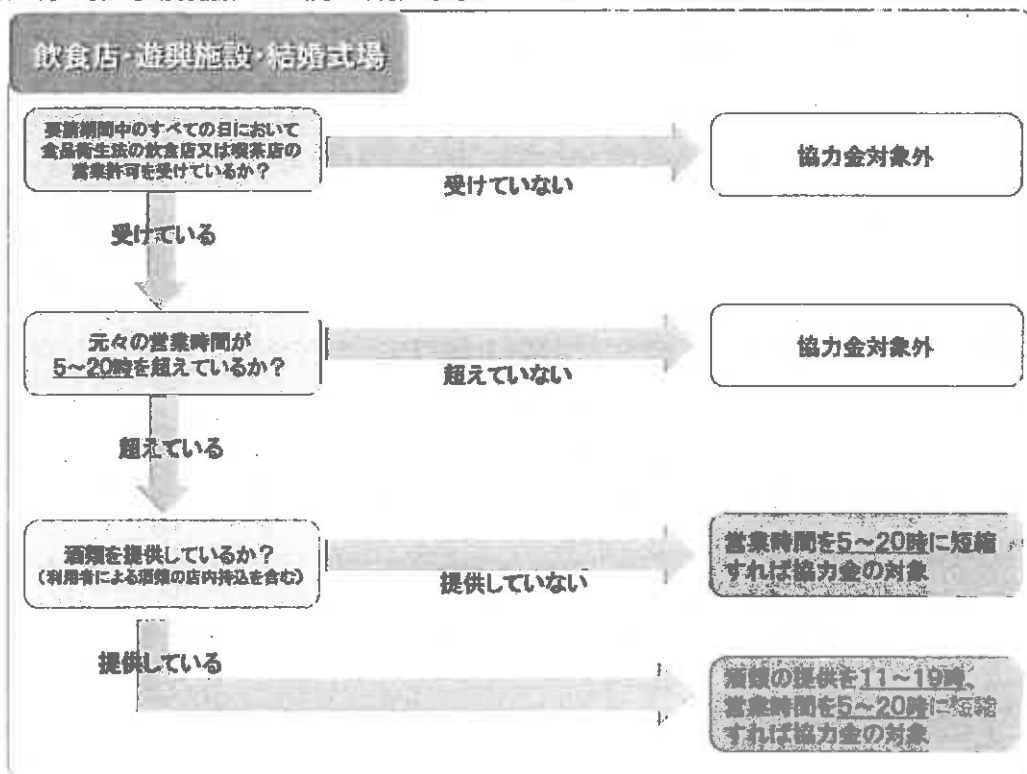


岡山県
OKAYAMA PREFECTURE

● 飲食店等への要請(その他地域:岡山市・倉敷市以外)

期間	令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで
対象施設	<p>【飲食店】飲食店又は喫茶店等(テイクアウト、宅配を除く)</p> <p>【遊興施設】接待を伴う飲食店、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p> <p>【結婚式場】食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場</p>
実施内容 要請内容	<p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間の短縮(通常20時を超え営業している店舗は営業時間を5時から20時まで短縮) ○酒類の提供は、11時から19時まで ○飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用自粛(カラオケボックスは対象外) ○マスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止(退場を含む) ○アクリル板、パーティションの設置や座席の間隔の確保など飛沫防止に効果のある措置 ○手指の消毒設備の設置、従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、事業所の消毒、施設の換気など、特措法施行令第12条各号の措置を徹底 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○「もしサポ岡山」の活用 <p>(法に基づかない働きかけ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○岡山県飲食店感染防止第三者認証事業の認証取得に努めること

岡山県時短要請協力金(第6期)対象フロー図



岡山県大規模集客施設協力金(第3期)

要請期間：令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)

要請にご協力いただいた大規模施設等に対して、協力金を支給します

要請内容

- 【要請期間】 令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)
- 【対象区域】 岡山市・倉敷市全域
- 【対象施設】 床面積1,000㎡超の大規模施設及び同施設内のテナント等
- 【要請内容】 裏面を参照

支給要件

- ※全てを満たすこと
1. 上記対象区域内の対象施設であること(8月19日以前から営業していること)
 2. 上記要請期間中の全ての日において、裏面の要請内容に全面的に協力していること(※遅くとも8月24日(火)から協力を開始すること)
 3. 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと

支給額等

	大規模施設	テナント
支給額	1日当たりの支給額に、県の要請に協力した期間(日数)を乗じた額	
1日当たりの支給額(千円未満切り上げ)	「時短営業を行った自己利用部分面積×1(1,000㎡毎を1単位)」×2万円×時短率×2	「時短営業を行った店舗等面積(100㎡毎を1単位)」×2万円×時短率

自己利用部分面積×1=大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業を行った部分

時短率×2=「要請に応じて短縮した営業時間」÷「本来営業時間」

※その他、映画配給会社等も対象となる場合があります。

※個々のケースで支給額は異なります。詳細は、下記の県ホームページをご確認ください。

申請方法

令和3年9月中旬受付開始予定

※郵送又は電子申請により申請を受け付けます。

※詳細が決まり次第、県ホームページに掲載します。

岡山県時短要請協力金HP

岡山県時短要請協力金



協力金を申請する方は

- 店頭に、「時短営業のお知らせ」(様式は県HPに掲載)を掲示し、協力いただいた内容が確認できる「写真を保存」しておいてください。
- 第1期・第2期の大規模集客施設協力金とは別に申請が必要です。
- 添付書類として、床面積等の要件が確認できる書類及び営業時間の短縮の状況が分かる書類が必要になる場合があります。※必要書類は、決まり次第県ホームページに掲載します。

相談窓口

岡山県大規模集客施設協力金コールセンター

TEL 086-201-2199 受付時間：9:00~18:00(土日・祝日は休み)

※臨時受付：8月21日(土)、22日(日)は、9:00~17:00

要 請 内 容

※内容等は、国との調整により今後若干変更される場合があります。

●集客施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー等	【特措法第31条の6第1項に基づくもの】 ● 商業施設における、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 【特措法第24条第9項に基づくもの】 ● 5時から20時までの営業時間短縮 ※生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ● 商業施設以外の施設における入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底 【法に基づかない働きかけ】 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込み含む） ● カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等除く） ● 「施設管理者等及び利用者へのお願い」事項の実施 （県HP参照： https://fight-okayama.jp/ ）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

●イベント関連施設等（床面積が1,000㎡超の大規模施設）への要請

施設の種類	施設の例	要請内容
		床面積が1,000㎡超
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等	【特措法第24条第9項に基づくもの】 ● 5時から20時までの営業時間短縮（イベント開催（映画の上映を含む）の場合は、21時までの営業時間短縮） ● 入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施 ● 業種別ガイドラインの遵守を徹底 【法に基づかない働きかけ】 ● 店舗での飲酒につながる酒類提供自粛（利用者による酒類の持込みを含む） ● カラオケ設備の利用自粛（適切な換気設備を備えたカラオケボックス等を除く）
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、テニス場、ボウリング場、遊園地、テーマパーク、野球場、陸上競技場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ等	
博物館等	博物館、美術館等	

※ 結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合は、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さい方）で開催の働きかけ

※ イベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること（特措法第24条第9項に基づく）

※ 飲食業の許可を受けていないカラオケ店（1,000㎡以下）は、営業時間短縮の要請の対象外

県有施設の休止・休館等について

1 県有施設等

不特定多数の人の利用が想定される県有施設等のうち、図書館と美術館を除き、8月20日以降、休止・休館する。

9月12日までの利用について、既存の予約分は、延期を要請した上で、延期が困難なもののみ利用可とし、新規の予約受付は、中止する。

2 県主催イベント

8月20日以降の県主催イベントについては、業務上必要で延期が困難なものを除き、延期又は中止する。

県有施設等の休止・休館予定

名称	休止等の期間	備考
岡山県吉備高原都市センター区広場	8/20～9/12	屋外スペースを除き閉館
岡山県岡山国際交流センター	8/20～9/12	パスポート窓口及び相談業務 (電話・メール)等は継続
岡山県自然保護センター	8/20～9/12	
岡山県天神山文化プラザ	8/20～9/12	
犬養木堂記念館	8/20～9/12	
岡崎嘉平太記念館	8/20～9/12	
おかやま旧日銀ホール	8/20～9/12	
岡山武道館	8/20～9/12	
岡山県津山総合体育館	8/20～9/12	
岡山県津山東体育館	8/20～9/12	
岡山県備前テニスセンター	8/20～9/12	
岡山県津山陸上競技場	8/20～9/12	
岡山県笠岡陸上競技場	8/20～9/12	
岡山県総合展示場コンベックス岡山	8/20～9/12	
岡山県立青少年農林文化センター三徳園	8/20～9/12	
岡山県立森林公園	8/20～9/12	
総合グラウンド(岡山武道館を除く)	8/20～9/12	
倉敷スポーツ公園	8/20～9/12	
岡山後楽園	休園中～9/12	
岡山県生涯学習センター	8/20～9/12	
岡山県波川青年の家	8/20～9/12	
岡山県青少年教育センター閑谷学校	8/20～9/12	
特別史跡旧閑谷学校	8/20～9/12	
岡山県立博物館	休館中	
岡山県古代吉備文化財センター(展示室)	8/20～9/12	
岡山空港ターミナルビル	8/20～9/12	展望デッキを閉鎖
岡山県クレール射撃場	8/20～9/12	
まきばの館	8/20～9/12	
遺跡&スポーツミュージアム	8/20～9/12	

※既存の予約分については、延期が困難なもののみ利用可とする。

「おかやま旅応援割」の停止期間延長について

県民を対象に宿泊割引などを実施する「おかやま旅応援割」について、県内の感染状況を踏まえ、次のとおり停止期間を延長する。

1 延長期間

令和3年9月1日（水）から9月30日（木）まで

※停止期間については、今後の感染状況により、見直す場合がある。

○当初（令和3年8月5日発表）の停止期間

令和3年8月6日（金）から8月31日（火）まで

2 停止内容

- (1) 宿泊・日帰り旅行の新規予約
- (2) 予約済の宿泊・日帰り旅行の割引

3 キャンセル料の取扱い

- (1) 令和3年9月1日（水）～9月15日（水）の旅行・宿泊分
8月25日（水）までにキャンセルし、キャンセル料が発生した場合には、県が負担する。
※8月26日（木）以降のキャンセルについては、県は負担しない。
- (2) 令和3年9月16日（木）～9月30日（木）の旅行・宿泊分
9月10日（金）までにキャンセルし、キャンセル料が発生した場合には、県が負担する。
※9月11日（土）以降のキャンセルについては、県は負担しない。

4 今後の対応

事業の再開については、本県の感染状況がステージⅡ相当に引き下げられた時点で、改めて公表する。

5 その他

利用者には、予約済の旅行日の変更やキャンセルの検討を依頼する。

【参考】おokayama旅応援割の概要

1 利用対象者

県内在住者

2 宿泊・日帰り旅行の割引

(1) 割引額 1人(1泊)あたり10,000円以上利用で5,000円割引

1人(1泊)あたり 6,000円以上利用で3,000円割引

(2) 利用期間 令和3年12月31日(金)まで

※宿泊旅行の場合は、令和4年1月1日チェックアウトまで

3 観光クーポン券の発行

(1) 発行額 宿泊旅行 2,000円/人・泊

日帰り旅行 1,000円/人

(2) 利用可能店舗等 登録のあった土産物店、飲食店、アクティビティ・観光体験施設、交通事業者

(3) 利用期間 宿泊旅行 宿泊日から宿泊日の翌日まで

日帰り旅行 旅行当日

県営接種会場でのワクチン接種対象の拡大について

1 目的

県では、岡山大学病院と川崎医科大学総合医療センターの協力を得て、武田／モデルナ社ワクチンの県営接種会場を6月から運営し、医療・介護従事者のほか県警職員や教職員、保育士等への接種を進めてきた。こうした職種への接種はほぼ完了するとともに、企業や業界団体による職域接種、大学拠点接種も順次進められているところである。

一方、不特定多数の方と接する機会が多い飲食業や理美容業などに従事する方や、職員寮などで密な環境になりやすい外国人労働者については、地域接種や職域接種のいずれにもつながりにくく、接種が進んでいない状況にある。このため、県営接種会場において、こうした業務に従事する希望者の方の予約を受け付け、ワクチン接種を促進することとする。

2 接種対象者及び接種予定数等

<飲食業、理美容業、旅館ホテル業など生活衛生関係業務に従事されている方>

接種場所：川崎医科大学総合医療センター（接種医療機関：同病院）

接種日：【1回目】8月20日（金）～8月31日（火）

【2回目】9月17日（金）～9月28日（火）

接種予定数：約2000名

<県内企業が雇用している外国人労働者の方>

接種場所：岡山県南部健康づくりセンター（接種医療機関：岡山大学病院）

接種日：【1回目】8月23日（月）～8月31日（火）

【2回目】9月20日（月）～9月28日（火）

接種予定数：約2000名

3 予約方法

<飲食業、理美容業、旅館ホテル業など生活衛生関係業務に従事されている方>

希望者が、公益財団法人岡山県生活衛生営業指導センターへ電話で申し込む。

【予約先】受付時間：午前9時～午後5時（土曜日、日曜日を除く）

電話番号：（086）222-3577 ※8/19より受付開始

<県内企業が雇用している外国人労働者の方>

接種を希望する企業が、県へ接種を希望する旨をメールで申し込む。

【メールアドレス】corona-vaccine02@pref.okayama.jp（県ワクチン対策室）

《参考》これまでの県営接種会場の接種実績（令和3年8月9日時点）

川崎医科大学総合医療センター 接種回数 17,903回 接種人数 9,075人

岡山県南部健康づくりセンター 接種回数 24,399回 接種人数 12,600人

計 42,302回 21,675人